

## 駐車施設附置義務緩和事務取扱要領

### (趣旨)

第1 本市が建築物の駐車施設に関する条例(昭和40年条例第4号。以下「駐車場附置義務条例」という。)第3条第2項の規定による駐車施設の附置義務の緩和に関する事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### (駐車施設の附置義務の緩和の申請)

第2 駐車場附置義務条例第3条第2項に規定による駐車施設の附置義務の緩和の承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、駐車施設附置義務緩和承認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に必要な関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

### (駐車施設の附置義務の緩和の審査及び協定の締結)

第3 市長は、第2による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、市長が別に定める緩和の基準(以下「緩和基準」という。)に適合し、かつ、申請書の内容が適正であると認めるときは、建築物の駐車施設に関する附置義務緩和のための公共交通利用促進協定書(様式第2号。以下「協定書」という。)により協定を締結するものとする。

2 申請書の内容が緩和基準に適合しない場合は、申請者にその旨を通知するものとする。

3 市長は、申請の内容を審査する場合に、有識者の意見を聴くことができる。

### (駐車施設の附置義務の緩和の承認)

第4 第3により、市長が申請書の内容が適正であると認め、かつ、協定書による協定を締結した場合は、申請者に駐車施設附置義務緩和承認書(様式第3号)を通知するものとする。

### 附 則

この要領は、平成21年7月1日から適用する。